

(5) 農林水産事業資金の貸付条件一覧表 (令和2年12月31日現在)

資金の種類	利率 (据置期間を含む) (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額 (融資額か融資率のいずれか低い額以内)			摘要							
				融資額(万円)		融資率 (%)								
				個人	法人									
農業経営基盤強化資金	0.16~0.20	25	10	30,000 特認 60,000	100,000 特認 300,000	-	認定農業者の農業経営の改善を図るのに必要な資金							
青年等就農資金	無利子	17	5	3,700 特認 10,000		-	認定新規就農者が新たに農業経営を開始するのに必要な資金							
農業改良資金	無利子	12	3~5	5,000	15,000	-	農業者等の新たな取組みを通じた農業経営の改善を図るのに必要な資金							
農業 経営 成 強 化 資 金	前向き投資 再建整備 償還円滑化	0.20	25	3~10	15,000	50,000	-	前向き投資資金：農地、農機具の取得等に必要な資金 再建整備資金：制度資金を除く営農負債の借り換えに必要な資金 償還円滑化資金：制度資金等の円滑な支払に必要な資金						
					-	-	80							
					1,000 ~2,500	4,000	-							
農林漁業セーフティ ネット資金	0.16	10	3	一般 特認	600 年間経営費等の6/12	-	農林漁業経営の維持安定を図るのに必要な長期運転資金							
農 山 村 振 興 山 村 ・ 過 疎 地 域 経 営 改 善 資 金	補助	0.35, 1.35	25	8	-	-	80	山村振興法又は過疎地域自立促進特別措置法に基づく農林漁業の経営改善及び振興に必要な施設の取得等に必要な資金						
	非補助	0.20			1,300 ~2,600	5,200 ~50,000								
農 業 基 盤 整 備 資 金	補助	0.20, 0.35	25	3~10	-	-	-	農地又は牧野の改良、造成、預託のための家畜の取得等に 必要な資金						
	非補助	0.20												
	災害復旧	0.16~0.20												
係 担 い 手 育 成 農 地 集 積 資 金	無利子	25	10	①貸付対象事業費の10% ②地元負担額の5/6 のいずれか低い額		-	農業基盤整備資金の貸付けと併せて農家負担金の軽減を図るための資金							
農 漁 施 資 金	共同利用施設 主務大臣指定 施設 災害復旧	0.20, 0.95	15~30	3~5	-	-	80	農業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧等に 必要な資金						
		0.20, 0.35, 0.40, 2.65, 4.90							10~25	2~10	3,500・-	7,000・-	80 ~100	農業者による農畜舎等農業施設の改良、造成、復旧等に 必要な資金
		0.16~0.20									1施設あたり300~600			
畜 産 経 営 環 境 調 和 推 進 資 金	補助	0.20	15~20	3	-	-	80	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく処理高度化施設整備計画又は共同利用整備計画による事業の実施に必要な資金						
	非補助	0.20							3,500 ~12,000	7,000 ~40,000	80 ~90			
	共同利用	0.20							20	-	-	80		
林 業 構 造 改 善 事 業 推 進 資 金	補助	0.35, 1.35	20	3	-	-	80	次世代林業基盤づくり交付金実施要綱に定める事業計画等に基づく素材、特用林産物の生産施設、林産物処理加工施設、造林機械、森林レクリエーション施設等の取得に必要な資金						
	非補助	0.20							1,300 ~30,000	2,600 ~30,000				
林 業 経 営 育 成 資 金	森林取得・育林	0.16~0.20	20 ~35	- 20~25	1,000 ~7,000	3,000 ~25,000	80 ~100	人工林等の取得、分取林特別措置法に規定する分取林契約による立木の取得、森林の保育等の育林に必要な資金						
	生産方式合理化	0.35	10	2	-	-	80							
係 林 業 基 盤 整 備 資 金	造林	補助	0.20, 0.35	30 ~50	-	-	-	造林に必要な資金						
		復旧造林	0.16~0.20											
		非補助	0.16~0.20						30~55 (樹苗15)					
		災害復旧	0.16~0.20											
	林道	補助	0.20, 0.35	20 ~25	3 ~7	-	-	80 100	林道の改良、造成等に 必要な資金					
非補助	0.20													
災害復旧	0.16~0.20													

(5) 農 林 水 産 事 業 資 金 の

資金の種類		利率 (据置期間を含む) (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額 (融資額か融資率のいずれか低い額以内)			摘要		
					融資額(万円)		融資率 (%)			
					個人	法人				
林業	利用間伐推進	0.20	20	-	-	-	90 100	1 利用間伐に必要な資金 2 償還円滑化のための資金		
	伐採調整	0.20	30	-	400	-	-	伐採制限を受けた利用伐期齢以上の保安林の維持に必要な資金		
業 関 係	森林整備活性化		無利子	20~30	20	負担額の2/7(特認1/2, 3/5)		造林資金・利用間伐推進の1に同じ		
	農林漁業施設資金	共同利用施設	0.20, 0.95	20	3	-	-	80	林業者の共同利用に供する施設の改良, 造成等に必要な資金	
		災害復旧	0.16~0.20							
		主務大臣指定施設	0.20, 0.35, 0.40, 2.65, 4.90	15	3	300~30,000 -		80 ~100	林業者による素材・特用林産物の生産施設, 林産物処理加工施設, 造林機械, 森林レクリエーション施設, 複合経営施設等の導入資金	
災害復旧	0.16~0.20	1施設あたり300~600								
漁業	漁業経営改善 支援資金	経営改善	0.20, 0.35	15	3	漁船3,000~270,000 漁具1,000~20,000		80 ~100	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁船, 漁具, 漁船用機器等の導入資金及び減船等を実施するために必要な資金	
		整備	とも補償	0.20	10~15	3~5	-	-		80
			資源回復	0.20	15	5	1漁業者1年あたり1,500 又は1計画あたり70,000			-
	漁業基盤整備資金	補助	0.20, 0.35	20	3	-	-	80 100	漁港に係る防波堤, 岸壁等基本施設, 補給通信等機能施設, その他漁港の整備に必要な資金又は漁場, 水産種苗生産施設の改良・造成等に必要な資金	
非補助	0.20									
災害復旧	0.16~0.20									
業 関 係	農林漁業施設資金	共同利用施設	0.20, 0.95	20	3	-	-	80	漁業者の共同利用に供する施設の改良, 造成等に必要な資金	
		災害復旧	0.16~0.20							
		主務大臣指定施設	0.20, 0.35, 0.40, 2.65, 4.90	15	3	2,000~60,000		80 ~100	漁業者による漁具, 養殖施設, 水産物処理加工施設等の取得等に必要な資金	
	災害復旧	0.16~0.20	1施設あたり300~600 漁船 1,000							
漁業経営安定資金	再建整備	0.20	15~20	3	750 ~3,500	1,500 ~4,500	-	公庫等が融通する資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払いに必要な資金		
償還円滑化	0.20	3,000 ~10,000								
加 工 流 通 関 係	中山間地域 活性化資金	加工流通施設	0.17~0.49	15	3	-	-	80	中山間地域内で生産される農林畜水産物等の付加価値の向上と販路の拡大に資する加工販売施設の取得等に必要な資金	
		保健機能 増進施設	0.17~0.49	15	3	-	-	80	中山間地域内において, 農地, 森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設の設置に必要な資金	
		生産環境 施設	0.20	25	8	-	-	80	中山間地域内における農業生産環境施設, 林業生産環境施設又は漁業生産環境施設の取得等に必要な資金	
	特定農産加工資金		0.17~0.39	15	3	-	-	80	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づいて行う新商品・新技術の開発・利用, 事業転換, 生産の共同化等に必要な資金	

貸付条件一覧表(続)(令和2年12月31日現在)

資金の種類		利率 (据置期間を含む) (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額 (融資額か融資率のいずれか低い額以内)			摘要	
					融資額(万円)		融資率 (%)		
					個人	法人			
食品産業品質管理高度化促進資金		0.17~0.39	15	3	200,000・-		80	HACCP支援法に基づくHACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のために必要な資金	
水産加工資金		0.17~0.39	15	3	-	-	80	水産加工業法に基づく水産加工業者による指定魚種の食用及び非食用水産加工に必要な水産加工施設の取得等に必要な資金	
加工 食品流通 改善 資金 関係	卸売市場近代化施設	卸売市場	0.67~0.95	25	5	-	-	80	卸売市場整備計画等に基づく卸売市場建物、倉庫、冷蔵庫、運搬機械、処理加工施設等の市場施設又は卸売業者・仲卸業者施設の取得等に必要な資金
		卸売業者	0.67~0.74	15	3	13,000~108,000・-		70	
		仲卸業者				3,900~78,000・-			
	食品等流通改善施設	食品等生産販売提携型施設	0.16~0.24	15	3	-	-	80	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づいて行う食品等流通合理化事業(食品等生産販売提携型)の実施に必要な集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設又は販売施設の取得等に必要な資金
		食品等生産製造提携型施設	0.16~0.24	15	3	-	-	80	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づいて行う食品等流通合理化事業(食品等生産製造提携型)の実施に必要な農林水産物生産施設、農地所有適格法人への出資、農林漁業関連事業を行う法人への共同出資、農林漁業者等が行う食品製造加工業の事業資産の取得等に必要な資金
卸売市場機能高度化型施設		0.16~0.24	15	3	-	-	80	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づいて行う食品等流通合理化事業(卸売市場機能高度化型)に必要な品質管理保全施設、情報処理施設の取得、営業の譲受け、出資等に必要な資金	
食品安定供給施設整備資金		0.17~1.00	15	3	-	-	40~80	動植物性残さを原材料として利用する加工等、食品の流通機能の高度化等、食品の製造等の新規事業等、新用途米穀の製造等に必要な資金	
新規用途事業等資金		0.67~0.74	15	3	-	-	80	特定農林畜水産物について行う事業で、新規の用途又は加工原材料用の新品種の採用に必要な資金	
塩業資金		0.66~0.85	20	3	-	-	40 80	製塩施設の取得等に必要な資金	
農業競争力強化支援資金		0.17~0.35	20	3	-	-	80	農業競争力強化支援法に基づいて行う事業再編の実施に必要な施設の取得等、他の事業者の株式若しくは持分の取得、他の事業者との資本提携による支配関係の構築のための出資に必要な資金	

[参考] 1. 財投金利 0.20%
2. 長期プライムレート 1.00%